参考資料

災害等の場合の自己負担額の減免に係る基準の見直し

○国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、災害により資産に重大な損害を受けたことや、事業・業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯に対し、一部負担金の減免を行っており、その判定基準に生活保護基準を用いている。 (減免に要した費用の2分の1を特別調整交付金により財政支援)

【基準】

- (1)世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生活保護基準額の1.1倍以下であること
- (2)世帯の預貯金が生活保護基準額の1.1倍の3ヶ月分に相当する額以下であること

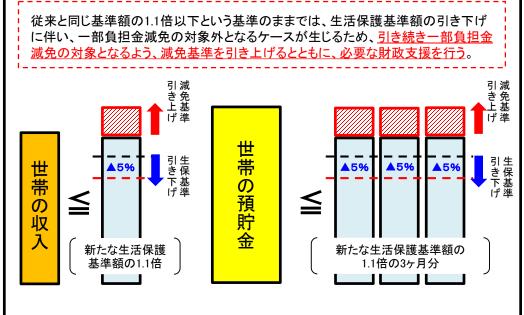
※国民健康保険制度においては、上記基準に加え、入院療養を受ける被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免であることが必要。

○「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(通知)」(厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知)において、平成30年10月以降、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することとしており、「「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供について」(平成30年7月11日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)において、「生活保護受給者への影響の緩和のために、一部負担金の減免措置の取扱いを見直したことによる財政負担が生じた場合には、財政支援を行う予定」である旨を周知している。

- - - 生活保護基準(H30.9まで)

-- 生活保護基準(H30.10以降)

【H30.9まで】 【一部負担金減免基準】 ・世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生 活保護基準額の1.1倍以下であること。 ・世帯の預貯金が生活保護基準額の1.1倍の3ヶ月分に相当する額以下であ ること。 10% 10% 世帯の預貯金 世帯の収 ≦ ≦ 生活保護 生活保護基準額の 基準額の1.1倍 1.1倍の3ヶ月分



【H30.10以降】

生活扶助基準の見直しに伴う一部負担金減免の財政支援

1. 前回の改正

- 国保・後期においては、一部負担金について、所得が生保相当の基準を下回る場合、減免を認める規定を設けている。平成25~27年に生活扶助基準の見直しが行われた際、「その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること。」(平成25年2月5日(火)閣僚懇談会 厚生労働大臣発言)とされたことを受け、当該基準を以下の表のとおり見直した。
- (参考)「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成25年5月16日厚生労働省発社援0516第2号厚生労働事務次官通知)別添2「生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。
 - ・見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度となるように調整する。」

2. 今回の改正案

- 今般、平成30~32年にかけ、生活保護基準の見直しが行われるにあたり、「生活保護費が減額となる場合には、見直しの影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること。」(平成30年1月19日(金)閣僚懇談会 厚生労働大臣発言)とされたことを踏まえ、国保・後期における一部負担金減免に係る生保相当の基準について、前改正と同様に以下の表のように見直す。
 - (参考) 「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成30年6月19日厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知)別添2 「生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。」

<前回の改正>

	生活扶助基準	国保・後期
改正前	1	1
H25年 8月~	29/30	30/29
H26年 4月~	28/30	30/28
H27年 4月~	0.9	11/10

<今回の改正案>

	生活扶助基準	国保・後期	
改正前	0.9	11/10	
H30年 10月~	0.885	990/885	
H31年 10月~	0.870	990/870	
H32年 10月~	0.855	1,155/1,000	

【国民健康保険関係】生活保護基準の見直しによる一部負担金減免に係る財政支援のスケジュール(予定)

		生活保護制度	国民健康保険制度
平成30	6 月	「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」 (H30.6.19 厚生労働事務次官通知) ⇒ 生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨 や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が 及ばないよう対応するよう依頼。	「「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」 に係る情報提供について」(H30.7.11 事務連絡) ⇒ 保険者においても、できる限り対応していただくよう依頼す るとともに、国保及び後期高齢者医療において、生活保護受給 者への影響の緩和のために、一部負担金の減免措置の取扱いを 見直したことによる財政負担が生じた場合には、財政支援を行 う予定であることを情報提供。
	7 月		
年	10 月	平成30年度基準による生活保護基準の適用開始 (適用期間 : H30.10.1~H31.9.30)	★ 保険者における一部負担金減免基準の見直し(第1段階)
	11 月		「一部負担金の減免措置に対する財政支援の見直しについて」 (H30.11.1国民健康保険課長通知)により、特別調整交付金に よる財政支援基準及び経過措置等について通知
	12 月		調整交付金算定省令の改正 「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負 担金の取扱について」(S34.3.30 保険局長通知)の改正
平 成 31 年	10 月	平成31年度基準による生活保護基準の適用開始 (適用期間 : H31.10.1~H32.9.30)	→ 保険者における一部負担金減免基準の見直し(第2段階)
平 成 32 年	10 月	平成32年度基準による生活保護基準の適用開始(適用期間 : H32.10.1~) —⇒ 生活扶助基準額の減額幅▲5%に到達	→ 保険者における一部負担金減免基準の見直し(第3段階)